

令和6年度 建設工事の競争入札等参加資格審査申請要領

長岡京市

1. 対象業者

令和5・6年度競争入札等参加資格(以下「競争参加資格」という。)を有していない者又は競争参加資格を有し、登録内容の変更又は追加を希望する者。

※登録内容の削除は随時受付。

2. 申請できる者の資格等

次に定める要件を備えていなければ申請を行うことができません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 市に提出する誓約書の記載事項を遵守する者であること。
- (4) 市税等を滞納していない者であること。
- (5) 申請をしようとする者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者として営業していること。また、市内業者を除き、令和6年1月1日を基準日として2年以上営業を継続していること。なお、会社合併や営業譲渡等により事業承継された場合は、承継前の営業期間を含む。
- (6) 建設業法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査について、経営規模等評価の結果及び希望する建設工事の種類総合評価値(P点)の通知を受けていること。
- (7) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(ただし、当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3. 申請手続き

入札等に参加を希望する者は、次により申請書類を提出してください。

- (1) 提出書類 「別表 提出書類一覧」のとおり
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出方法 **郵送のみ**
- (4) 申請期間 令和5年12月1日(金)～令和5年12月15日(金)(消印有効)
※市内業者も市外業者も申請期間は同じです。
市内業者:長岡京市内に本店(本社)又は委任先の営業所等のある業者
市外業者:上記以外の業者
- (5) 郵送先 長岡京市役所 総合政策部 契約課 契約係
〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号

注意事項

1. **必ず、配達記録の残る方法(一般書留、簡易書留、レターパックプラス等)で、郵送してください。**
2. **申請書類郵送の封筒に朱書で「(建設工事)資格審査申請書類在中」と明記してください。**
3. **他の区分(測量・建設コンサル、物品・役務)にも申請される場合は、区分毎に別々の封筒で郵送してください。**
4. 提出書類を不備・不足なく揃え、所定の申請期間内に手続きを行ってください。
5. 申請不受理の場合(提出書類の不備・不足、申請期間外の申請書類等)、提出された書類は郵送料着払いで返送します。

4. その他

有効期間

- (1) 当該申請による入札等参加資格の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

委任

- (2) 当該申請による入札等参加資格の有効期間中、本店(本社)以外の営業所等に入札、見積りその他契約にかかる一切の権限を委任する場合は、委任状(受任者は原則として当該営業所等の代表者であること。)を提出してください。ただし、当該営業所等とは、建設工事についての見積り、入札、契約の締結等請負契約に関する事務を常時継続し、建設業法における建設業許可を受けた営業所等であることが必要です。

認定後の名簿公表

- (3) 認定後の競争入札等参加有資格者名簿は、市のホームページで公表しますので、予めご承知おきください。なお、審査結果の個別通知は行いませんので、令和6年4月にホームページでご確認ください。

認定の取消

- (4) 申請者が、次の①～③の要件に該当するときは、当該入札等参加資格者の認定を取り消します。
- ① 本要領2. (1)～(7)の要件を満たさなくなったとき。
 - ② 申請書及びその添付書類について、虚偽の記載があると認められた場合。
 - ③ 本市の競争入札等への参加意思が無い又は適切な入札・契約事務に支障をきたすと判断される場合(参加資格審査申請書へ記載されている電話番号及び FAX 番号へ連絡を行っても申請者と一定期間連絡が取れないときや、変更の届出が適切に行われない状態が継続するとき等)。

変更の届出

- (5) 認定後(令和6年4月1日以降)において、①住所、電話番号、FAX番号又はメールアドレス ②商号又は名称 ③法人の代表者の役職及び氏名 ④資本金 ⑤委任先の受任者の役職及び氏名、営業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号又はメールアドレス(営業所等の新設又は廃止の場合を含む。) ⑥本店(本社)又は委任先の営業所等の建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号 ⑦技術職員(市内業者のみ)に変更のあった場合は、速やかに変更届(市ホームページに様式を掲載していますので、ご参照ください。)と必要な添付書類を提出してください。

※注意: 変更届による最も入札参加を希望する種類(最希望業種)の変更や希望業種の追加・変更はできません。

※申請後から令和6年3月31日までに上記①～⑦の内容に変更が生じた場合は次の通りです。

・提出書類の差し替え分を郵送により提出すること。

※郵送する封筒に朱書で「(建設工事)提出書類(差し替え分)在中」と明記してください。

・令和5年度登録中の事業者で、現在の登録内容についても変更が必要な場合は、変更届(本市ホームページの「事業者向け」→「入札参加資格変更届」より様式をダウンロードしてください)と変更に係る添付書類も提出すること。

- (6) 申請後、新しく「経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知」を受けた場合は、その都度、提出済みの結果通知書の有効期限内(直近の決算日から7か月)に提出してください。

その他内容について

- (7) 当該申請による競争入札等参加有資格者名簿は、長岡京市上下水道部においても使用するので、上下水道部への申請書類の提出は不要です。
- (8) 入札等参加資格の認定がされても、競争入札等の機会がない場合があります。
『長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準』による選定・運用を行っています。
- (9) 電子入札以外は原則、入札(見積)通知や見積書の提出等は長岡京市役所(本庁以外の

市施設を含む)での手渡しとなります。

※ただし、電子化推進等のため、郵送・電子メール・FAX 等での対応を行う場合がありますので案件ごとの案内をご確認ください。

(10) 見積合わせの結果についての連絡は、決定業者にのみ行います。

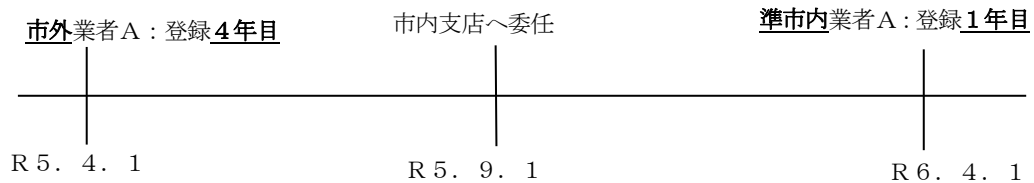
(11) 申請日直前に代表者等が変更したことにより提出書類に不足が生じる場合は、フラットファイルにふせん等で ①不足書類の種類 ②書類が提出できる時期 について記載すること。

留意事項

(12) これまでの登録年数が初期化される取扱い【注意】

- ・令和5年度登録中の事業者の方のうち、市外に本店を有する業者で、過去から継続した登録が確認できる業者であっても、新たに市内の支店若しくは営業所に契約締結権限を委任する場合は、これまでの登録年数を初期化し、令和6年4月1日から1年目登録業者として取り扱いますので、ご注意ください。
- ・令和5年度登録中の事業者の方のうち、最も入札参加を希望する種類(最希望業種)の変更を行う場合は、これまでの登録年数を初期化し、令和6年4月1日から1年目登録業者として取り扱いますので、ご注意ください。

≪登録年数初期化の参考例≫



(13) 【市内業者対象】希望業種での入札参加機会の拡大について(詳細はホームページを参照してください。)

- ・令和6年4月1日から、舗装工事・解体工事の内、一定金額以下(500万円未満)の案件について、市内業者のみを選定対象とする基準改正を行います。
 - ・令和5年4月1日から、市内業者に限り希望業種での入札参加機会を拡大しています。
- ※当申請要領の8ページ「⑧欄の記入について」もご確認ください。

(14) 個人情報の取り扱い

提出書類に含まれる個人情報については、本市の入札・契約に係る事務においてのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

問い合わせ先 長岡京市役所 総合政策部 契約課 契約係
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時
TEL: 075-955-9506
FAX: 075-951-5410
メールアドレス keiyaku@city.nagaokakyo.lg.jp
市ホームページ <http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>

別 表

提出書類一覧

- (1) 提出書類の申請者は本店(本社)の代表者になります。
- (2) 提出書類を順(先頭は提出書類B。以下、No. 1から番号順)に、A4フラットファイル縦綴じ用^(注)(提出書類A)に綴じ、表紙及び背表紙に商号又は名称を、また、表紙には「建設工事資格審査申請書」と併せて記入して提出してください。
- (注)市内業者は青、市外業者はピンクの紙製フラットファイルを使用してください。**
提出書類は、すべてA4判としてください。また、すべての書類をフラットファイルへ順番に綴じ込んだ状態で提出してください。
- (3) 市の指定様式は、長岡京市ホームページ(<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/>)からダウンロードしてください。
(掲載場所「事業者向け」→「令和6年度 競争入札等参加資格審査申請」)
- (4) 申請要領及び市の指定様式が、市のホームページよりダウンロードできない業者は、次の期間、市役所契約課で配布します。(事前に電話等での連絡が必要)
・申請要領配布期間
令和5年11月1日(水)～令和5年12月15日(金)(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時
- (5) 競争参加資格を有し、登録内容の追加又は変更をする者は、以下の書類は提出不要です。
No.4 技術職員名簿、No.6 履歴事項全部証明書又は代表者の身分証明書、No.7 誓約書、No.8 長岡京市の市税に係る完納証明書、No.9 法人税(申告所得税)、消費税及び地方消費税の納税証明書、No.10 委任状、No.11 組合員名簿
※以下表の「追加変更」枠の○印が付いている提出書類が必要です。

No.	新規登録	追加変更	提出書類	留意事項
A	○	○	A4フラットファイル 縦綴じ用(紙製)	<ul style="list-style-type: none"> 色の指定あり(市内業者は青、市外業者はピンク) 表紙及び背表紙に商号又は名称を、表紙に「建設工事資格審査申請書」と記入 提出書類B及び提出書類No. 1～12 を順番に綴じる
B	○	○	令和6年度 入札等 参加資格審査申請書受付票	<ul style="list-style-type: none"> 市の指定様式 申請者は*欄のみ記載すること
1	○	○	建設工事 入札等参加資格 審査申請書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> 市の指定様式 作成年月日を記載すること 住所の丁目、番地は「-(ハイフン)」により省略して記載すること 押印欄には、本市と取引時に使用する印鑑を押印すること。原則として代表者の丸印を押印すること 登記簿上の住所と本社機能を持つ住所が異なる場合は、本社機能を有するほうを記載すること
2	○	○	建設業許可通知書又は建設 業許可証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可証明書の場合は(令和5年9月1日)以降に発行されたもの

No.	新規登録	追加変更	提出書類	留意事項
3	○	○	建設業許可申請書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号及び同様式別紙二(1)又は(2)の写しを提出すること 今回の資格審査の申請をする直近の許可申請時点のもので受付印が押されているものに限る。直近の許可申請以降に変更届を提出している場合は、その写しも提出のこと
4	○	※	技術職員名簿 (市内業者のみ)	<p>提出書類No.5「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」(経審)の申請時に添付した「技術職員名簿」の写し</p> <p>※当初の申請以降変更があった場合は、変更後の名簿を提出のこと</p>
5	○	○	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書 (写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 総合評定値(P点)を受けていること 審査基準日が令和4年5月15日以降のもの 審査基準日以降に申請要領1.(7)各号に定める保険に新たに加入した者は、加入を証する書面を別途提出すること
6	○	-	法人の場合 履歴事項全部証明書 (写し可)	発行官公署において定められた様式によるもので令和5年9月1日以降に発行されたもの
			個人の場合 代表者の身分証明書 (写し可) ただし、代表者が外国籍の場合には、住民票(原本)	身分証明書は本籍地の市区役所・町村役場で発行されるもので令和5年9月1日以降に発行されたもの
7	○	-	誓約書(原本)	<ul style="list-style-type: none"> 市の指定様式 営業所等に委任している場合も代表者名で作成すること 登記簿上の住所と本社機能を持つ住所が異なる場合は、本社機能を有するほうを記載すること
8	○	-	長岡京市の市税に係る 完納証明書(写し可) ※市内業者のみ	<p>市税について滞納がないことの証明</p> <p>完納証明書 ※令和5年9月1日以降に発行されたもの</p>
9	○	-	法人税(申告所得税)、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年9月1日以降に発行されたもの 税務署で申請用紙「その3の2、その3の3」のいずれかにより証明されたもの ※非課税業者も必要 ※納税証明書はオンライン請求が可能です。詳しくはhttps://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei index.htmの「1 書面の納税証明書を受け取る場合について」をご確認ください。令和3年7月から電子納税証明書の利用が可能となりました。詳しくは上記アドレスの「2 電子納税証明書(電子ファイル)について」をご確認ください。

No.	新規登録	追加変更	提出書類	留意事項
10	○	－	委任状(原本)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の指定様式 ・本要領の「4. その他〔委任〕(2)」参照のこと ・委任者印、受任者印とも押印のこと(本市と取引時に使用する印鑑を押印すること。原則として代表者の丸印を押印すること) ・登記簿上の住所と本社機能を持つ住所が異なる場合は、本社機能を有するほうを記載すること
11	○	－	組合員名簿(写し可)	<ul style="list-style-type: none"> ・協同組合等が申請する場合のみ
12	○	○	業者カード	<ul style="list-style-type: none"> ・市の指定様式 ・別記「業者カード記載要領」に基づき記載すること

業 者 カ ー ド 記 載 要 領

①欄の記入について

- ・本店(本社)の商号又は名称を記入してください。
- ・法人の種類については、下表の略号で記入してください。
- ・新たに入札等参加資格申請を行う方は「新規」に、令和5年度に参加資格を有し、引き続き資格申請を行う方は「更新」に○をつけてください。

種 類	略 号	種 類	略 号	種 類	略 号
株式会社	(株)	合名会社	(合)	企業組合	(企)
有限会社	(有)	協同組合	(協同)	一般財団法人	(一財)
合資会社	(資)	協業組合	(業)	一般社団法人	(一社)
公益財団法人	(公財)	学校法人	(学校)	監査法人	(監査)
公益社団法人	(公社)	合同会社	(合同)	社会福祉法人	(社福)

②欄の記入について

- ・「資本金」の欄は、添付した履歴事項全部証明書の資本金の額(千円単位)を記入してください。個人の方は記入不要です。
- ・「総従業員数」は、審査基準日における常時雇用する役員等も含む総従業員数(人)を記入してください。

③欄の記入について

- ・「許可番号」は、添付した「経営規模等評価結果通知書 総合評価値通知書」(以下「経審結果通知書」という。)に記載されている許可番号を転記してください。
- ・「許可期限」は、現に有効な建設業の許可の有効期限の終期を記入してください。なお、許可業種が複数あり、終期が異なる場合は、最も指名を希望する種類(最希望業種)についての有効期限の終期を記入してください。

④欄の記入について

- ・「経審基準日」は、申請の際提出する経審結果通知書の「審査基準日」を転記してください。
- ・「建退共加入」は申請の際提出する経審結果通知書の「建設業退職金共済制度加入の有無」欄と同じになるように「有・無」のいずれかに○をしてください。
 なお、経営事項審査(経審)申請後に建退共に加入した場合は、加入を証する書面(写し可)を添付した上で有無を記入してください。

⑤欄の記入について

- ・「営業年数」は、申請の際提出する経審結果通知書の「営業年数」欄に記載されている年数を転記してください。なお、合併等により「営業年数」が経審と異なる場合は、沿革等の営業年数が確認できる書類を提出してください。
- ・「他の区分への申請」の欄には、建設工事以外に入札等参加資格審査申請をしている場合に、該当する区分を○で囲んでください。
- ・「設立年月日(和暦)」は、登記事項証明書記載の設立年月日を記入してください。
 なお、個人の場合には記入は必要ありません。

⑥欄の記入について

- ・「経營業務管理責任者」、「営業所専任技術者」は、申請日現在で建設業許可を受けている内容にしたがって記入してください。営業所専任技術者は、当該登録申請において契約を締結する事業所の専任技術者について記入してください。なお、複数の種類の許可がある場合は当該営業所の許可の種類のうち、最も入札参加を希望する種類(最希望業種)の専任技術者名を記入してください。

⑦欄の記入について

- ・本店(本社)又は委任する営業所以外に予備の連絡先がある場合は、所在地、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入してください。予備の連絡先が無い場合、記載は不要です。

⑧欄の記入について

- ・「最希望」欄は、最も入札参加を希望する種類について、ひとつに◎印をつけてください。
ただし、市内業者を除き、経審結果通知書の平均完工高が「0」のものを最希望にすることはできません。
なお、◎印がついていないときは、経審点数の最も高い種類を(特定許可業種と一般許可業種があるときは、特定許可業種の中から)最希望とみなします。
- ・「希望」欄は、入札参加を希望する建設工事について、○印をつけてください(複数可)
ただし、経審結果通知書の総合評定値(P点)がない種類は「希望」とすることはできません。
- ・長岡京市競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準の改正(ホームページ参照)に伴い、市内業者に限り一部の業種で「希望」で入札等への参加を認めることを受けて、「希望」業種を申請するために経審結果通知書の総合評定値(P点)を現在取得手続中である場合は、P点のない種類を「希望」として提出することが可能です。その場合、提出する経審結果通知書に、当該種類にかかるP点は現在取得中である旨を朱書で明記すること。
また、令和6年3月31日までに当該種類に係るP点を取得した経審結果通知書を提出すること。